

審議会等の会議結果報告

1. 会議名	令和2年度 第1回松阪市都市計画審議会
2. 開催日時	令和2年11月19日(木) 13時30分から16時30分
3. 開催場所	松阪市役所 議会棟 第3、4委員会室
4. 出席者氏名	(松阪市都市計画審議会委員) 浦山 益郎、中村 貴雄、田中 善彦、鈴木 均、 上田 和久、松本 一孝、山本 芳敬、栗谷 建一郎、 海住 恒幸、山本 勝之、辻 裕子、竹田 正明、森本 直樹 (事務局) 副市長 永作 友寛、建設部長 伊藤 篤、建設部次長 小林 努、都市計画課長 笠井 賢一、まちづくり計画担当 主幹兼係長 三村 幸也、まちづくり計画係主任 青木 正、まちづくり計画係 多賀 純、 土木課長 松本 尚久、土木課公園担当主幹兼係長 宇 田 寛之、環境生活部清掃政策担当参事兼課長 竹川 福男、清掃政策課施設整備担当主幹兼係長 中川 秀 典、清掃政策課施設整備担当主幹 大島 威、上下水道 部次長 廣田 昇、下水道建設課長 梅田 光良、建築開 発課長 水越 敏
5. 開催および非公開	公開
6. 傍聴者数	4名
7. 担当	松阪市建設部都市計画課まちづくり計画係 TEL 0598-53-4168 FAX 0598-26-9118 e-mail tos.div@city.matsusaka.mie.jp

議事については、別紙のとおり

令和2年度 第1回松阪市都市計画審議会 議事録

日時：令和2年11月19日（木）13時30分～

場所：松阪市役所 議会棟 第3、4委員会室

<p>司会</p>	<p>定刻になりましたので、始めさせていただきます。</p> <p>皆さん、こんにちは。私、本日、司会・説明をさせていただきます。都市計画課長の笠井です。よろしくお願いいたします。本日は、大変お忙しい中、松阪市都市計画審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただいまより令和2年度第1回、松阪市都市計画審議会を開催させていただきます。</p> <p>開会にあたりまして、副市長の永作よりご挨拶申し上げます。</p>
<p>副市長</p>	<p>皆さん、こんにちは。ただいまご紹介いただきました副市長をさせていただきます。永作です。</p> <p>日頃は、皆さん松阪市政に対しまして、ご理解ご協力を賜りましてありがとうございます。最近、コロナのほうがり再び蔓延をしまして、第3波といった感じになってきております。そういう状況でありますけれども、本日は、このような形で都市計画審議会を開催させていただきます。皆様方にご出席を賜りまして、本当にありがとうございます。今日の審議会ですけれども、5つの議案をご審議いただきたいと思います。</p> <p>まずは、都市公園の関係、総合運動公園の関係にはなりますが、その一部の公園区域の見直しをいたしまして、生活の基本になる最終処分場を建設していきたいという計画を持っております。</p> <p>あと、船江・大塚町地区の部分につきましては、市街化編入という形のもので、これにつきましては、平成24年5月に三雲地区市街化編入して以来の、松阪市の中での市街化編入となりますので、私どもも期待をしているところで、この都市計画決定というのは、手続上、都市計画審議会を経て決定するものと定められておりますので、議案数が沢山ございますけれども、皆様方ご審議のほどよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、ご挨拶にかえさせていただきます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局 (司会・説明)</p>	<p>ありがとうございました。それでは、前回審議会を開催いたしました、令和元年11月19日から、委員の変更がありますので、お手元の名簿に基づきまして、お名前等を紹介させていただきます。お手元の松阪市都市計画審議会委員名簿をご覧ください。</p> <p style="text-align: center;">—— 名簿順に紹介 ——</p> <p>また、本日、座席のほうに、座席表をお配りしております。本日の事務局の出席者を示しておりますので、よろしくお願いいたします。</p>

	<p>それでは、資料の確認をさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松阪市都市計画審議会事項書 ・松阪市都市計画審議会条例 ・松阪市都市計画審議会委員名簿 ・議案第 1 号 ・関連資料 1 ・議案第 2 号 ・議案第 3 号 ・議案第 4 号 ・関連資料 2 ・議案第 5 号 ・意見書（4 月 20 日の日付のもの 2 セット、 10 月 26 日の日付のもの 3 セット、 10 月 27 日の日付のもの 1 セット） <p>本日の資料は、以上になります。ご不足等ありましたら申し出ください。</p> <p>それでは、審議に入ります前に、本審議会は、「審議会等の公開に関する指針及び運用方針 3 会議の公開基準」に基づきまして、情報公開をしてみたいと思いますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>また、「8 会議等の結果の公表」による、議事録作成のため録音させていただきます。ご発言の際には、お手元のマイクのスイッチを押してから発言していただきますようお願いいたします。</p> <p>また、撮影をさせていただきと同じく「5 公開の方法等」に基づき、会議の傍聴を認めてみたいと思いますので、あわせてご了承のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、一般傍聴 2 名と、報道関係で、夕刊三重様、中日新聞様が、傍聴を希望されておりますので、認めてみたいと思います。</p> <p>それでは、審議につきましては、浦山会長にお願いしたいと思います。浦山先生、よろしくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>先ほど、副市長さんの方から、お話がありましたけれども、新型コロナの第 3 波らしいという状況がございます。今日は、机ひとつに 1 人という、少し間をあけた座り方になり、会議はあまり長時間にならないようにというのが、ニューノーマルのようなので、できれば 2 時間を目途に、効率的に進めてみたいと思いますので、ぜひともご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、早速進めさせていただきますが、その前に審議会の成立の可否を事務局から報告をお願いします。</p>
<p>事務局 (司会・説明)</p>	<p>はい。本日の出席者につきましては、審議会委員全 16 名中 13 名の方に出席いただいております。「松阪市都市計画審議会条例」第 6 条第 1 項の規定によりまして、会議は成立しております。</p>
<p>会長</p>	<p>今、ご報告がありましたとおり、本審議会が成立しております。</p>

	<p>それでは、早速、議事に入りたいと思います。議事は事項書にありますとおり、5つ議案がございます。内容から整理しますと、1号議案、それから2号議案と3号議案と4号議案は、内容が重なるところが多いので、一括で審議いただきたいなと思っております。それから、5号議案という、三つに分けて進めさせていただきたいと思います。</p> <p>それでは、早速ですが、議案第1号の、松阪都市計画公園の変更、松阪市決定について、事務局からご説明をお願いいたします。</p>
事務局 (司会・説明)	<p>それでは、議案第1号を読み上げさせていただきます。</p> <p>議案第1号 松阪市都市計画審議会 松阪都市計画公園について次のとおり変更したいので、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により諮問します。</p> <p>令和2年11月19日 松阪市長 竹上 真人</p> <p>1. 案件名 松阪都市計画公園の変更（松阪市決定）</p> <p>議案第1号、関係資料1の二つの資料を中心にご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">——— 議案第1号及び関連資料1による説明 ———</p>
会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、前回、会長として、幾つか意見とお願いをしました。具体的には公園の変更に当たって、当初どんな公園構想があったのか。それに従ってどのような範囲を都市計画決定したのか。それから、今回、除外される範囲に対して、都市公園としての機能に問題が生じないのかということについて、先ほど概略を説明いただいたと思います。</p> <p>それからもう1点、既に測量があって買収が始まるというふうに聞いておりますが、手続上は、都市計画の変更があって、事業化が進むべきではないかというふうに質問をしました。これについては、説明がありませんでしたが、事務局、どういうふうに、理解したらいいでしょうか。</p>
事務局 (司会・説明)	<p>前の審議会でご指摘のありましたことにつきまして、清掃政策担当参事よりご回答させていただきます。</p>
事務局	<p>清掃政策担当参事の竹川と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>前回の都市計画審議会におけるご指摘事項ですが、先ほど事務局からの説明もありましたが、現在の松阪市一般廃棄物最終処分場は、平成11年の供用開始から20年経過する中で埋め立て量は、許容量の80%を超えておりまして、令和8年度までには、埋め立てが完了する見込みとなっております。市といたしましても、令和8年度には、新最終処分場を建設していかなければいけないと</p>

	<p>ということがあります。平成 28 年度に次期最終処分場を建設していくための検討を始めまして、その検討した結果が、現在公表をされております、平成 29 年 9 月に策定をいたしました「松阪市新最終処分場基本構想」ということであったわけです。このことをはじめといたしまして、都市計画課を含めた建設部と十分な協議をすべきであった、そのように思っております。</p> <p>今後、ごみ処理施設等、都市計画施設に関すること、あるいは土地利用計画に関することは、都市計画課を含めた建設部等と十分な連携をとっていきたいと思っておりますので、何卒、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>令和 8 年度に現在の最終処分場が一杯になるので、それまでに建設を急がないといけないという事情はよくわかりました。それと、他部署とよく協議すべきであったと、エクスキューズがあったというふうに理解させていただきます。</p> <p>今後は、建設部とよく相談されて十分な連携のもとに計画の見直し、それから事業化を進めていただきたいと思います。前回、私が質問意見を述べたことについては、今ご説明があったとおりです。</p> <p>それでは、議論に入りたいと思いますが、その前に今回意見書がたくさん提出されています。それで、これの扱いについて、少しお伺いしたいと思います。都市計画法の 17 条に、都市計画が公示されて 2 週間の縦覧期間、その間に意見書を出すことができると、法的には認められています。今回については、その期間以外のものもたくさんありますので、それをどういうふうに扱ったらいいか。事務局何か、ご提案ありますか。</p>
<p>事務局 (司会・説明)</p>	<p>今回については、意見書が全部で 6 通、出ております。そのことも踏まえ、都市計画変更の手続きの流れについて、この意見書等に触れてご説明をさせていただきます。</p> <p>まず、都市計画法におきまして、都市計画の変更案について、住民、利害関係の方から、意見を聞かさせていただく機会は、2 回あります。都市計画法で、都市計画の案を作成しようとする場合は、必要があると認めるときは、公聴会の開催と住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずると、都市計画法第 16 条のところで決まっております。</p> <p>このことから、広報まつさか 4 月号、並びに、松阪市のホームページで、素案の縦覧と公聴会開催のお知らせの通知をさせていただきました。また、5 月 10 日に公聴会の開催の予定をしておりました。</p> <p>公聴会につきましては、公聴会規則というもので、「都市計画案意見申出書」を所定の期間に提出するとあります。この「都市計画案意見申出書」の提出がございませんでしたので、5 月 10 日に公聴会の開催はしておりません。</p> <p>次に、意見を聞かさせていただく機会は、先ほどの案の縦覧の時になります。このことは、10 月号広報又はホームページにおいて、「案の縦覧についてと意見を出していただくことができます。」というお知らせをしましたことから、今回お手元にあります 10 月 26 日、10 月 27 日付けの意見書 4 通が提出されたものです。そして、この提出されました意見書は、都市計画法において意見書</p>

	<p>の要旨を、都市計画審議会に提出しなければならないと、決められております。あと、4月20日付けの意見書が2通あります。その意見書のタイトルを見ていただきますと、素案に係る意見申出書とあります。都市計画法では素案の作成において、公聴会で意見を聞くとありますし、意見書は案の縦覧のときに提出していただくものと決まっておりますので、こちらの4月20日付けの2通は、法的な根拠に基づかない意見書とはなりません。</p> <p>では、なぜ、この意見書を受理して、今回の審議会で配布し報告をさせていただいたかと申しますと、意見書を書かれた方は、今年1月、都市計画課に見えまして、公園の変更について、都市計画審議会の前に質問するか、意見を言われたいという旨の申し出がありました。</p> <p>また、このことは、庁内の関係部署等に同様のことを申されておりました。この方は、素案の縦覧期間中は、こちらにありますように、4月6日から4月20日の間に当課に見えました。その際に、今回の変更内容の説明、公聴会の説明、また、この方からの質問等にも対応させていただく中、この方は公聴会の出席ではなく、意見書をどうしても出されたいということでしたので、案の縦覧の17条の2のルールに基づきまして、審議会に報告をさせていただくということで、こちらの意見書を受理させていただきました。このことから、審議会に報告をさせていただいております。</p> <p>また、都市計画法では、意見書の要旨を提出するとありますが、要旨にしてまいりますと貴重なご意見が正確に、審議会の委員の皆様には伝わらないといけませんので、今回は個人情報に配慮いたしまして、原文公開とさせていただいております。</p> <p>また、この意見書の取り扱いと、審議会における位置づけですが、審議をしていただく時の参考資料、判断資料の一つとして、とらえていただければと思います。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>私から、先に概括的な確認を2点させてください。10月26日付けの意見書の1枚目の2の2段落目に、「建設部内部の問題だと思われませんが、都市計画行政として如何なものかというふうに感じている」とあります。区域区分に関する10月26日付けの意見書にも、同様の趣旨の意見がございます。建設部内部の連携は、正常に機能しているのか疑問があるというふうに、指摘されております。都市計画審議会としては、決定段階だけではなく、策定プロセスも含めて、妥当な内容なのかということを議論しないといけないと思います。都市計画行政がいかにかというふうに指摘されると、本日、都市計画決定に関する都市計画審議会の審議だけではなく、全体も目配りしないといけないと思います。</p> <p>したがって、この辺を事務局の担当者というよりも、部長さんのほうから、この意見に対してどういうふうに我々は理解したらいいのか、ご説明をいただきたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>建設部長させていただいております、伊藤と申します。</p>

	<p>会長のほうからもお話がありましたように、都市計画行政、松阪市建設部全体の問題も意見書の中には記載していただいております。全体的なことについて、都市計画行政に携わっておりますものとして、まず捉え方と説明の方をさせていただきたいと思います。この意見書は、都市計画公園の変更に係るもの、それと、船江・大塚町地区の都市計画決定に関するものの2点です。</p> <p>現在、いずれも先ほどのスケジュール表でご説明させていただきましたように、都市計画法に基づく手続を進めているところです。</p> <p>したがいまして、中にはまだ、その計画では明確になっていないようなところも含まれております。この意見書には、いろいろと道路構造令というようなところがあったり、また、公園の考え方というようなものの記載があります。</p> <p>それらが、全般的なこととなりますと、都市計画課だけというよりも、建築開発課、また、道路管理するところ、水路管理するところの河川管理者とか、そういったところとの調整が必要になってまいります。</p> <p>現時点で、これらの計画を進める中で、それらの担当部局と連携を行い、協議した上で議案等を作成させていただいております。意見書の中で、ご指摘いただいている、「建設部内部の連携がとれてないじゃないかとか」、というようなことはございません。そのようなことについては、しっかりと連携をとってやっておるということを、ご理解していただきと思います。</p> <p>以上です。</p>
	<p><録音テープ中断></p>
委員	<p>ちょっとそこは一旦保留させていただきませんか。何も中身に入っていない段階で、議論しないでおくというのは、後から問題が出てきたときに、それで済まないと思います。要は、意見書をどう取り扱うかどうかっていう、ご発言だったと思います。</p> <p>まず、最初にご説明があって中途半端に終わったので、その部分を確認したかったところがあります。変更手続きの流れ、このフローに関しまして、少し確認させていただきたいのですけれども。公聴会を開催しなかった理由として、意見書が出なかったということが挙げられたのですけれども、公聴会の開催の要件というのは、例えば、事務局が決めるものなのか、それとも、都市計画審議会のほうに諮って決めるものなのか、その辺のところの確認と、開催の要件とは、意見書が出なければ、開催しないということになるのかどうか、意見書が出なくても、公聴会等を開催できると、法律の条文に書いてあるはずですが、その辺についてどうかということ、まずご説明いただきたいと思います。</p>
会長	事務局お願いします。
事務局 (司会・説明)	<p>まず、松阪市都市計画公聴会規則というものがございます。その第4条におきまして、都市計画案に係る地域の住民、その他利害関係者は、公聴会に出席して意見を述べようとするときは、公聴会の開催期間の2週間前までに、都市計画案意見申出書を市長に提出しなければならないと規則で定めております。別記様式第4条の都市計画案意見申出書を提出いただかない場合は、公聴会の開</p>

	<p>催はおこないません。</p> <p>それから、もし、意見書がなければ、公聴会は開催しないのかという質問ですが、公聴会について、都市計画法第 16 条を読んでみますと、都市計画の案を作成しようとする場合において、必要があると認めるときは、公聴会の開催など、住民の意見を反映させるための必要な措置を講ずるものとしております。まず、この案の作成をしようというのが、この 17 条の 2、案の作成のところです。そして、公聴会の開催などというところで、お手元の資料にもありますように、住民説明会を事前に行わせていただいておりますというところですよ。</p> <p>以上です。</p>
委員	<p>先ほど、規則のほうで公聴会の開催日の 2 週間前までに、意見申出書があれば開催するというふうに聞こえたのですが、4 月 26 日は 2 週間前になりませんか。4 月 26 日に最初に意見が出ているのですよね。</p>
事務局 (司会・説明)	<p>公聴会につきましては、松阪市の広報まつさかとホームページに上げさせていただいているという、ご説明を先にさせていただきました。公聴会の意見申出書の提出期限は 4 月 24 日と明記させていただいております。</p> <p>この方には、先ほども言いましたように、「17 条の 2 の縦覧期間の 2 週間の時に意見書を出せるというところで、17 条の 2 に基づいた対応をさせていただきます、あくまで法的にはありませんが、法に準じた形で対応させていただきます。」という説明を行って、4 月 20 日というふうに期限を切らせていただいたものです。</p>
委員	<p>4 月 20 日に提出されていて、5 月 10 日に公聴会の予定であったのならば、十分 4 月 24 日以前に提出されている要件を満たしていますが、どう思われますか。その意見書申出書の提出がなかったため、公聴会を開催しませんでしたというのはおかしい。細かい要件がどうだったかはわかりませんが。けれども、基本的に 4 月 20 日の時点で意見が出ている以上、議案 1 号、2 号、3 号、4 号に関しては出ている以上は、公聴会でも意見を求め、発言したいのかと、その辺の意向を確認して前向きにやはり公聴会の開催をすべきだったのではないかと思います。</p> <p>何か、事前に完全に足切りしているような状態で、公聴会を開催させる気なんか無いというふうな状態でここに書いてあるじゃないですか。非常に都市計画の姿勢として非常にまずいのではないですか。</p> <p>その辺いかがですか。それと決定権者っていうのは、事務局がやるのか、それとも都市計画審議会でするのか、そのどちらなのかを確認させてください。</p>
事務局 (司会・説明)	<p>まず、決定権者ですが、松阪市決定の場合は松阪市長です。三重県決定の場合は三重県知事です。それから、公聴会についてですが、公述人になられる方が必ずいて、公述人の意見を広く皆様で聞かせていただくというのが公聴会です。個人情報的なこととなりますので、あまりコメントは控えさせていただきたいところですが、この方には、松阪市公聴会規則に基づく、都市計画案意見申出書もお渡しをしておりますし、その方が意見をおっしゃりたいというふうな言われ</p>

	<p>ておりましたので、松阪市都市計画課独自の「ひな形」をご用意いたしまして、この方から、意見を頂戴しております。こちらのタイトルは、当課が用意させていただきました。あまり個人のやりとりを詳しく述べるのはと思いますが、しっかりと公聴会に基づく「都市計画案意見申出書」と、「ひな形の形である意見申出書」の両方をお渡しいたしまして、ご判断していただいて提出していただいたという状況です。</p>
委員	<p>先ほどの件で、確認させていただいたのは、大変重要な部分だと思うところからです。もしかして、申立人のほうに公聴会ってということで、発言できる資格がありながら切られていたってということであったとしたら、それは大変問題だと思われまので、その辺の確認をさせていただきました。</p> <p>では、今から質問に入りたいと思います。別に大きな質問はありませんけれども、今回、変更箇所になった部分は、土地開発公社のほうか、総合運動公園用地として、先行買いをしていなかったかどうかという点の確認。それと、今日配付していただいているその意見書に関して、どのような対応とったのか、その2点だけです。お尋ねします。</p>
会長	事務局お願いします。
事務局 (司会・説明)	まず、公社で先行買いをしておったかどうかということにつきましては、清掃政策課から回答させていただきます。
事務局	<p>資料の松阪市新最終処分場の配置図面の枠で囲まれたところが、該当の箇所です。その枠の下のほうに、ふるさと農道というところがありますが、そちらの道路沿いの法面に一部市の所有地があります。それ以外は、大部分民地ということで、土地開発公社の土地はありません。</p> <p>以上です。</p>
会長	今の説明でよろしいですか。
委員	はい。
事務局 (司会・説明)	意見書についてですが、4月20日に提出された意見書の取り扱いですが、公文書とし収受印も押させていただきます。内部決裁で、このようなご意見がありましたということは、きちんと報告を市長までさせていただきます。また、関係機関、必要などころへは必要な時期に、このことをご報告ご説明し、関係機関との協議等もさせていただきます。
会長	他、ありませんか。
委員	<p>直接、今回の都市計画の議案とは少し違うのですが、先ほど、永作副市長と、会長さんのほうから話がありました、最終処分場の関係ですけども、少し気になるところがありましたので、ご指摘とご確認をさせてもらいたいと思います。</p> <p>永作副市長は、最終処分場を計画していきたいというご表現をされました。会長からは、買収も始まっているといったような説明をされました。</p> <p>実は、今日の午前10時から関係自治会の会長が出席する、第50回の松阪市一般廃棄物最終処分場の関係地区協議会というのがありました。</p>

	<p>その中で、新最終処分場の進捗状況の報告がございました。その中において、今、その測量が始まり環境アセスメントが始まった。ということになっておるのですが、まだ、その買収ということには入っておりません。</p> <p>そういったことで、同意は完全にしていないということに関係自治会の会長が、改めておっしゃったことがありました。報道機関等もございますので、その点だけは、しっかりと確認だけはしておきたいと思います。</p>
会長	<p>先ほどの、私の発言は訂正させていただきます。測量が始まって、買収が始まろうとしていると。ということです。</p> <p>他いかがでしょうか。都市計画決定する上での問題等はありませんか。</p>
委員	それはどれくらいの規模ですか。
会長	事務局よろしいでしょうか。
事務局 (司会・説明)	それは最終処分場の計画内容ということでよろしいですか。
委員	はい。
事務局 (司会・説明)	では、清掃政策課のほうからお願いいたします。
事務局	<p>失礼いたします。</p> <p>新しく計画しております、最終処分場の埋め立て面積としては、現行の最終処分場よりは、規模が小さいのですが、現行の最終処分場とは違ひまして、工事で発生をいたしました土、あるいは覆土に利用するための土、これらの仮置き場を設ける計画もしております。このような運用を行ってまいりますので、事業面積というのは、少々広くなるというところですが。埋立規模としては、1期あたり2万7,000立米というものの埋め立てへの計画をしております3期45年というような供用期間という計画をしております。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>他はいかがでしょうか。</p>
委員	今の審議の内容と外れてしまうかもわかりませんが、この令和8年度で、最終処分場がいっぱいになるということと、今回これからしていくであろう最終処分場、この辺につきまして、完成した暁には、植栽とかそういう形はとられるのでしょうか。
事務局	この最終処分場の機能がある程度終了した場合の後の対応、とのご質問と受けとめさせていただきます。新最終処分場における供用期間は、約45年という長い供用期間を想定しております。今後の埋め立ての物の量によっては、それ以上になる可能性もありますので、現段階ではご説明しかねますが、土地利用につきましては、都市計画課を含めた建設部と十分な連携を図りながら、地域の方に賛同していただけるような有効利用というものを十分に協議させていただいて計画していく必要があるのではないかと考えております。

	以上です。
会長	よろしいでしょうか。跡地利用の話は、今、決定できないけども、関係部署、それから、地元が了解していただけるように対応するということですね。これは議事録に残ると思います。 他よろしいでしょうか。
委員	都市計画区域を変更し少なくするのは、理解はできるのですが、そのあたりは最終処分場の計画を立てる、測量に入りかけている。その前に、近隣の住民の方々が100%ご理解いただいているか心配しております。その辺はどのようになっているのですか。
事務局 (司会・説明)	最終処分場の計画、また都市公園の減につきましては、清掃政策課と都市計画課と一緒に、各地元のほうへ説明会にきちんと入り、その中で、ご理解をいただいております。
委員	今、途中ということよろしいですか。
事務局 (司会・説明)	その途中というのは、公園区域の手続ですか、最終処分場のほうでしょうか。最終処分場につきましては清掃政策課からお答えさせていただきます。
事務局	都市計画公園の変更と最終処分場における事業の説明を各関係する自治会には説明をさせていただきました。都市計画公園の変更につきましては、およそご理解はいただいていると考えております。 以上です。
委員	およそですか。
事務局	失礼いたしました。 反対はございませんので、ご了解をいただいたものと考えております。
委員	わかりました。
会長	意見が出そろったと判断させていただいてよろしいでしょうか。 それでは、議案1です。原案のとおり認めるということよろしいでしょうか。
	(異議なし)
会長	異議なし、と発言いただきましたので、原案とおりとさせていただきます。 ありがとうございます。次に議案2号、3号、4号です。内容が、関連しますので、一括で説明をお願いいたします。
事務局 (司会・説明)	それでは、説明させていただきます。 まず、議案第2号を読み上げさせていただきます。 議案第2号 松阪市都市計画審議会 松阪都市計画区域区分について、次のとおり変更したいので、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、諮問いたします。 令和2年11月19日 松阪市長 竹上 真人

	<p>1. 案件名 松阪都市計画区域区分の変更（三重県決定）</p> <p>次に、議案第3号を読み上げさせていただきます。</p> <p>松阪市都市計画審議会 松阪都市計画用途地域について、次のとおり変更したいので、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、諮問いたします。</p> <p>令和2年11月19日 松阪市長 竹上 真人</p> <p>1. 案件名 松阪都市計画用途地域の変更（松阪市決定）</p> <p>続いて、議案第4号を読み上げさせていただきます。</p> <p>松阪市都市計画審議会 松阪都市計画地区計画について、次のとおり変更したいので、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、諮問いたします。</p> <p>令和2年11月19日 松阪市長 竹上 真人</p> <p>1. 案件名、松阪都市計画地区計画の変更（松阪市決定）</p> <p>—— 議案第2号、議案第3号、議案第4号及び関連資料2による説明 ——</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>これらの議案についても意見書が出ております。私のほうから掻い摘んで重要な点について確認の質問をさせていただきます。3点あります。</p> <p>先ほどの地区計画の区域の整備開発及び保全の方針の土地利用のところに、一体的な民間開発を行うと書いてありますので、地区計画の多分編入したところのみだと思いますが、そこについては、全面的に開発許可をとって開発行為が行われるというふうに理解していいですね。</p>
事務局 (司会・説明)	はい、結構です。
会長	そうすると、道路、浸水、用排水、調整池等については、開発許可の議論の中で、ちゃんと技術的に担保されると理解してよろしいですか。
事務局 (司会・説明)	はい、そうなります。 この審議をスムーズに進めていただきまして、予定どおり令和3年2月に決定告示が行われましたら、その後、開発許可や建築行為というふうになろうかと思えます。
会長	一般的には、そうなるはずですが、この意見書にはそれらの開発行為に伴う、いろんな施設だとか、そういうものについて問題があると。とりわけ10月27

	<p>日付けの区域区分の意見書については、環境面では取り返しのつかない状況の危険性があると指摘されております。開発許可でちゃんと、検討して開発されても、こういう問題が起こると考えておられるのですが、いかがでしょうか。</p> <p>この件については、少し他部署にも関わるので、部長さんのほうから、ご回答をお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>失礼します。</p> <p>環境面で大きな問題というようなご意見を頂戴しております。この地区編入しようとしている地域につきましては、2級河川百々川というような流域においては、台風や大雨になりますと、下流域のほうでは床上浸水が生じるところです。</p> <p>また、周辺は農振農用地となっておりますが、まだ、圃場整備等は、未整備の状態となっております。そういった関係から、用水路排水路の整備が出来ていないことから、そのような被害も起こっております。そのことに加えまして、このような緑豊かな農地のところに商業施設が建つことによって、公害までは及ばないといいたしましても、不法投棄であるとか環境的な問題が生じてくるのではないかというご意見かと考えております。</p> <p>現在、この地域につきましては、そのような浸水対策につきましても、私ども建設部と上下水道部、また、三重県とも協力して、そのための対策を一步ずつ進めていくように取り組んでおるところです。</p> <p>また、公害対策というようなところにつきましても、今後、開発されていく事業者としっかりと協議して、そのようなことが起こらないように、徹底してまいりたいと考えております。さまざまな問題というようなものがあって、非常にありがたいご意見を今回頂戴したと考えております。真摯にこの意見を捉えさせていただきますまして、今後の開発協議の参考にさせていただきたいと考えております。</p>
会長	<p>結論的に言うと、開発許可行政の中で対応すれば問題は生じないと理解しているのか、それともそのおそれがあるから、今後十分検討を進めていきたいという方向性をおっしゃったのですか。</p>
事務局	<p>開発行政の中で、しっかりとその辺は協議をさせていただきたいと考えております。</p>
会長	<p>次ですが、意見書の申出者は、10月26日の区域区分、それから10月26日の地区計画に関する意見書の中に、意見書の申出者は、直接多大な影響を受けるというふうに書かれているのですが、そういう多大な、いい影響ではなくて悪影響というようなことなのでしょうけども、多大な悪影響を受けるような方なのでしょう。要するに隣接の農地所有者でしょうか。</p>
事務局	<p>意見書を出された方におかれましては、隣接するところに農地を所有されておられません。</p>
会長	<p>先ほど、部長さんから若干ご説明があったとは思いますが、再度確認させて</p>

	<p>下さい。開発行為の中で、排水施設や調整池をつくると思うのですが、そういう対応をしても、この地域の浸水問題に悪影響があるのでしょうか。違う言い方すると、要するに農地からですね、都市的な土地利用に転換するにあたって、流出する雨水を調整池で受けとめるわけですが、開発行為によって周辺の浸水が影響を受けるのか。もし、受けるとすると、この申出者は、「河川改修を順次進めて条件が整った上でないと、この開発は出来ないのではないかとおっしゃっているのですが、河川改修に関わらず、この開発行為によって流出する雨水を調整池で受けとめることによって、周辺への浸水被害が起こるのかどうか。申出者は浸水被害に多分悪影響を及ぼすというふうに考えておられるのですが、どういうふうに理解したらいいのでしょうか。河川改修をやった上でないと、開発できないものなのではないでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>開発の中での調整池となりますと、その開発する区域内に、降った雨は田んぼでしたら、そのまま浸み込んでいきますけれども、そこがアスファルト舗装であると浸み込んでいきません。そうするとその分が周辺に流れ、土地利用の変化によって被害が起きます。</p> <p>しかし、開発により雨水調整池を設けなさいと明示させていただいております。今回の区域の中に、降り注いだ雨については、一旦調整池へためた上で流すというような形になります。現在、この地域には、調整池がないため、今に比べても、調整池ができる部分、周辺に対する雨水排水に対する影響は低くなると考えます。</p> <p>また、そういったことを開発協議の中で協議すれば、改善していくのであらうと考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>この資料の関連資料2の7ページのところ、お聞きいただきたいと思います。そのこのスライドのほうに、「新たな施設整備が検討されている」と文言が書いてあるのですが、これも具体的に新たな施設整備が検討されていると理解してよいのかどうか。</p> <p>私は、今回、都市計画審議会に入らせていただきましたが、これまでの経緯についてこの把握しておりません。けれども、非常に唐突感がありました。</p> <p>今回、このご説明をお聞きしていると、この市街化区域編入の対象となるところというのは、非常に個別具体的な土地、用地となっております。冒頭の副市長のご挨拶の中で、「三雲の線引きの時の市街化編入以来だと」、おっしゃって、副市長は「私ども市街化編入について期待しているところです」と述べられておりましたが、市街化調整区域の市街化編入というのは、そういうふうに受けとめていると聞いていると、めったにそんなに行われているものではないのだけれど、今回久々に、あった、その具体的な出来事である。では、ある程度その地域というものがまとまった形で、編入されるのかといえば、非常に、現在のスーパーのあるところの使われなくなった駐車場の範囲を極めて限定的に設定しています。そういう部分に関して、何か、松阪市の公共性の確保のためというより、この土地の活用のための編入というふうに受けとめることができるのです</p>

	<p>けれども、そのような私の受けとめ方というのは、うがった見方でしょうか。</p> <p>その辺について、背景、非常に唐突性もあったので、冒頭申しましたように、新たな施設整備が検討されるかどうかを含めて、ご説明いただければと思います。</p>
<p>事務局 (司会・説明)</p>	<p>その質問の趣旨を正確に捉えられていなかったら申し訳ございませんが、まず、新たな施設整備が検討されている船江・大塚町地区を、概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化区域として、市街化区域へ編入しますというところを、もう一度ご説明させていただきます。</p> <p>まず、スライドでいきますと 10 ページを見ていただきたいと思います。紫色で既存の大規模集客施設があります。そして、この文章に、「このことに基づき大規模集客施設の駐車場として」というところで、この赤枠で囲ませていただいているところが、現在の駐車場部分です。</p> <p>現在、市街化調整区域ですので、ここに何らか計画を考えたといたしましても、この 10 ページの赤い場所には、基本的には物が建たないという場所になっております。よって、ここの場所を有効的に考えていく考えは、関連資料の 8 ページに戻るわけですが、都市計画のマスタープランにおきまして、これもまた小さくて申し訳ないのですが、松阪駅の上のほうに明記しております、グレーで明記されているのが当該場所になります。他の場所もグレーで明記してある場所があります。都市計画のマスタープランにおいて、こういうようなところの市街地の市街地形成を図っていくというような位置づけを、まず出させていただきます。</p> <p>また、県のマスタープランにも、そのようなことが明記してあるというところから、まず、赤枠のエリアのところ、有効な土地利用が図れるように市街化区域にするとともに、周りを準工業地域というようなところで、色指定をさせていただいておりますというのが 11 ページになります。次に 12 ページです。黄色の枠のところには、先ほどの議案第 4 号で、ご説明いたしましたような、まちづくりのルールをきちんと指定いたしまして、ここで商業施設等の一体的な開発ができるような場所に変更をしていきたいというのが、今回の計画の内容です。</p> <p>以上です。</p>
<p>委員</p>	<p>大ざっぱなお答えをいただいたのですけれど。</p> <p>私、実は、昨日改めてこの地図をもとに現地を歩いてきましたけれども、まさにマームの所の使われなくなった駐車場そのものの区域が今度の編入箇所になっております。非常にそこそのものです。私はこの行政分野については、精通していませんが、もっと面的に例えば、このエリアは市街化区域であると、このエリアは市街化調整区域であると、ある程度大きくとらまえるのが、この行政の姿なのだろうと、素人考えで想像しているのですが、今回はピンポイントです。本当にピンポイントなのです。マームとして使われていた場所そのものなのです。</p> <p>資料には、新たに設備を検討されているって書いてあります。だから、その施</p>

	<p>設整備のために、今回、市街化調整区域を市街化区域にすると、そういう明確な目的っていうのを持った今回の区域変更なのですか。はっきりと教えてください。</p>
会長	<p>事務局、いいですか。</p> <p>ちょっと整理させてください。</p> <p>議案の5号の都市計画区域の整備開発及び保全の方針の18ページを見ていただくと。右肩に第5号と書いてあるこの後の資料です。</p> <p>この都市計画区域の整備開発及び保全の方針、県のマスタープランと一般に呼んでいますけど、これでは今後2020年から2030年の10年間は、市街化区域は、拡大しないと。要するに人口減少社会でかつ、コンパクトシティ・プラス・ネットワークという都市構造にしないといけないという状況の中で県は、もう市街化区域は原則拡大しないという計画になっています。</p> <p>でも、一方、今回の関連資料2を見ていただきますと、8ページです。松阪市の都市計画マスタープラン、今度は、市がつくったマスタープランですけども、これは松阪駅の周りに赤い丸が書いてありますけれども、松阪駅を中心としたところを、都市核としてコンパクトなまちをつくっていかうという計画になっています。これの一画に相当するところが、今回の案件対象地区です。この打ち出した資料ですと、紫かグレーのようになります。</p> <p>だから、先ほど、部分を見て考えているとおっしゃいましたが、一応、松阪市の都市計画マスタープランは、今後、整備していくところは、市街地を拡大整備するところ、検討するところは、紫のところだというふうに位置づけられているということで、市全体を睨んで対象地域が挙げられています。その中の今回は、船江・大塚町地区を市街化編入して地区計画を同時に設定することで、個別の都市計画の議題になっているということです。</p> <p>ちょっと事務局に代わって、議長が説明しましたが、一応そういう形になっています。</p>
委員	<p>議案第2号の資料のA3サイズの計画図に書いてあるのが、今回の市街化区域の編入箇所ですよ。これはマームのところそのものじゃないですか。今は、もう使われなくなった駐車場のところを含めて。</p> <p>それ以外のところは何もないですよ、ここだけです。今回、これを是とするか、非とするかっていう議題ということで事務局よろしいのですね。</p> <p>それで、まだお答えいただいてないのですが、そうするとここに書いてある。関連資料2のスライドの7ページのところに書いてある、「新たな施設整備が検討されている」というのは、まさにこの場所のこと指しているわけじゃないですか。だから、具体的に検討されているということですね。先ほど、別の説明の中でね、商業施設であるとか、個々の住宅の開発は駄目であるとか、商業施設であるとか貯水池も設けるとか、そのようなことを一般論としているように触れられているけれど、ここはもう具体的に整備を検討しておると、物件とかはあるということですね。</p>

会長	一般論ではなく、議案の4に関する質問でしょうか。
委員	そのことは了解しています。この新たな施設整備が検討されているっていうことについて、明確に書いてあるわけだから、そこの意味を聞いています。具体的に、それが存在しているのかどうかということです。 一般論じゃなくて具体的に。
会長	事務局、お願いします。
事務局 (司会・説明)	議案第4号の土地利用の方針のところですか。 一体的な民間開発、建築行為によりということ、そのような考えがあるということ。議案第4号、地区計画の説明のところ、地区計画の目標を読まさせていただきました。 その内容の中に明記されている、土地利用の方針ということで、一体的な民間開発、建築行為によりというふうに明記させていただいておりますので、そういう考え方があるということです。
委員	地区計画についてですが、地区計画というふうに説明されてきているのですけれども、本来、地区計画というものは、殿町の事例がありましたように、住民が中心となって自分たちのまちを、このようにしていくのだという方向性を、行政のある程度の協力やサポートを得ながら作っていくものではないのでしょうか。先ほどから説明を聞いていると、行政のほうが一方向的に地区計画をつくってきているように思うのですが、住民参加でやってきたのか、行政が主導でやってきたのか、どちらなのかを聞かせていただきたいと思います。
事務局 (司会・説明)	まず、殿町の地区計画は、どちらかというと、建物の景観等に十分配慮した、地区計画になっております。 そして、この地区計画について、行政が主導なのか、住民が主導なのかということですが、当然こういうような計画を考える時には、行政が部分的に中心にもなります。まず、先ほどにもご説明いたしましたように、住民説明会を3月7日に行っております。住民の方々には、この市街化区域、用途地域、地区計画の説明をさせていただいて、ご納得もしていただき、また、場合によっては、その時にご納得していただけてなかったとしても、手続の中で意見も言っていただく場もあるわけです。当然、住民のご理解のもと行政も考えながら、この計画を作ってきているところです。 殿町の地区計画ですが、こちらは、ちょっと趣旨が違うのかなと、殿町の地区計画は、もう家もあり、お店もありというような所です。今回は、駐車場部分ですので物が無いという所で、少しスタンスは違うのかなと、そういうような地区計画もあるということです。
会長	よろしいですか。 ほかの方で。
委員	調整区域から市街化区域に、入れるっていうのはわかります。先ほど、部長さん言われたように、緑豊かな土地、地域でということは、少しひっかかります。

	<p>この残された周りの調整区域、農振地域はどうなるのですか。そして、計画として、このように角が 16 もある計画を立てるとというのが。そもそもどうなのでしょう。本来は、道から河川までとかを指定して四角い形のようにするのは。それが、こんなに角があるのは駐車場になっているということだと思のですが、そこら辺が少しひっかかります。</p> <p>それと、周りは調整区域と思うのですが、そこは農地が残されたらどうなるのですか。計画図の該当箇所の下部分は、緑豊かな土地ということで農振地域になっています。今回、このような計画を立ていただくのであれば、私 JA のほうからの意見として、やっぱり圃場整備も兼ねて、港まで全部やってもらえるということならば、何ら反対もしませんが、このような計画は少しおかしいかなと思います。面的スポットでやっとならば、このようには仕方ないと思います。駐車場を、農地に変えるとかそういうことは、なかなか難しいということで、それを有効に使ってもらうというのはわかるのですが。やはり、角が 16 であることが私は気になる。市街化の周りの農振地域の田畑について、なんらかの計画を立てていただきたいな、ということをお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>おっしゃられるように、角がたくさんあるような区画になっております。それにつきましては、スライドの 10 ページのほうで、冒頭、課長のほうからご説明させていただきましたが、市街化区域と隣接する調整区域を計画的に市街化していくということで、今回の該当箇所については、既にそこは駐車場になっております。そういったところを市街化に編入していくということで、ご理解いただきたいと思っております。</p> <p>また、圃場整備のほうが進んでいないところ、その中の一つとして、港地区がございます。こちらにつきましては、まだ、どのあたりまで進んでおられるのかといったところは、存じ上げておりませんが、3・4年ほど前から新しくできた都市計画道路の周辺から、小学校の近くあたりのところについて、圃場整備をやっていきたいというような意向も出てきておられるということのお話を、私どものほうの農林水産部から聞いております。</p> <p>ただ、現在、どのあたりまで、そのことについての合意形成が図られておられるのか、ということまでは存じ上げてはおりません。</p> <p>ですが、先ほど申し上げましたように、緑豊かな地域というのが、そのまま農振農用地であれば、圃場整備の計画を立てて、残していくのも適切な方法かと考えております。</p>
会長	<p>多分、形態が悪くて市街化に、囲まれた農地が残るといふふうになるので、営農条件は担保できるかという、趣旨の質問でもあると思うのですね。</p> <p>それで、多分、このあたりは水田地帯だと思うのですが、耕作条件、水路等の耕作条件はこの開発によって、支障が出ないのかということをお答えいただけますか。</p>
事務局	<p>そのあたりにつきましても、開発協議の中でそれぞれの担当部局と連携をとって、営農障害が起らないような形で十分協議を詰めていけば問題なくでき</p>

	ると考えております。
事務局 (司会・説明)	<p>今、会長がおっしゃっていただきましたのは、右肩上に、議案第4号と書いてあります資料の最後のページの図面ですが、外周に番号があります。⑥から⑫のところの青の点線を明記しております。この場所には、下水道の5号雨水幹線という位置付けがされておりますが、まだ整備等は進んでおりません。</p> <p>よって、その計画区域のところは、この地区計画の中では当然、建物を建てていけない、控えていくエリアというふうに、定めさせていただきました。それが、議案第4号の1ページ目の地区施設の整備方針の中の④番目で、地区内の公共下水道事業百々川第6号配水区域、排水区、百々川第5号、雨水幹線整備予定区域は、将来整備がスムーズに行えるよう、建築物の設置は行わないようにする、となっています。</p>
会長	排水はどうでしょうか
事務局 (司会・説明)	<p>この地区の農業用排水の関係でよろしいでしょうか。</p> <p>別途、図面をご用意しておりますので、画面に映させていただきます間、少しお待ちください。こちらが図面です。赤色が水路、青色が、先ほど私が説明いたしました、下水の5号雨水幹線です。そして、ここが既存の大規模集客施設です。今回、このようなエリアを区域に入れようとしております。</p> <p>言われております、水路というのは、現地確認しますと、こういうような状況です。この下水道の関係のところもありますので、下水道部次長より少しこのあたりの、ご説明をさせていただきたいと思っております。</p>
委員	用排水の説明をされるのですか。
事務局 (司会・説明)	はい、兼ねるところもあると思っておりますので、一度、上下水道部のほうからご説明させていただきます。
事務局	<p>失礼します。上下水道部次長廣田です。</p> <p>この図面でいきますと、青い部分が、下水道の雨水幹線になっております。下流のほうは基太川等です。あるいは、百々川があります。</p> <p>農業用水についてですが、この地区計画の変更のある区域は、3本上流のほうから入ってきまして、分配されて5本大きく分かれているという部分の内容でした。これにつきましては、将来的には雨水幹線と関係するところもあります。それは、今後の開発協議において、協議及び指導等を行っていくことになろうかと思っております。</p> <p>以上です。</p>
会長	雨水はわかりましたけども、JAの方が質問されたのは農業基盤の関係ですよ。
委員	圃場整備を、この際やでこの排水とかと含めてなんとかならないのか。
会長	都市計画で、農業基盤を整備するというのは、ありえないと思うのですが、都市開発が農業基盤に悪影響を与えないですかという、多分、質問になると思うのです。したがって、今、使っている農業用水排水は、この地区計画の範

	<p>囲は、こういうふうに通るとかあるいは迂回するとかいうふうにして、農業用排水の基盤は維持されますとかという説明があると理解していただけたらと思うのですが。</p>
事務局 (司会・説明)	<p>浦山会長がおっしゃってみえるところを、総括的にご説明させていただきます。</p> <p>まず、都市計画の大前提に、都市計画は農林漁業との調和を図り計画をするというのが、都市計画法の1番最初に書いてあります。当然、農林漁業に配慮すること、また、必要に応じて協議をさせていただくというのも、当然のことであると考えております。</p> <p>そして、今回、角が16箇所と言っていましたように、ジグザグしているわけですが、今回、農地を含めさせていただくような計画にしますと、やはり、そこは農地に関するところが出てきますので、まずは、既存の駐車場部分のみを市街化編入させていただくことが、営農への負担は少なくなると考えます。</p> <p>それから、今後の用水排水のことですが、何度も申し上げることになりますが、今後、こちらの区域の市街化、用途指定、地区計画の決定がなされた後には、その中で開発等の協議を進めてまいります。</p> <p>このことから、この区域内の水路等は、きちんと今後も同じような形で、この北側にあります農地等に負担がかからないように整理をしていくという考えです。迷惑がかからないような開発をさせていただくということになろうかと思えます。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。ほかに。</p>
委員	<p>現在、駐車場の場所を貸している方の契約ですが、最大何年までか、どうかは知りませんが、その辺の現状や何人地権者がいて、契約は、何年まで残っているのか、その辺の動向をちょっと教えていただきたいと思えます。</p>
会長	<p>よろしいですか。</p>
事務局 (司会・説明)	<p>まず、契約状況ですが、このことについては、行政が関与しておりません。あくまでも、個人の地権者等のことですので、この場で個人の方の状況というのは触れさせていただくことは、控えさせていただきたいと思えます。</p> <p>そして、地権者ですが、おおよそ30名程度というふうにご理解していただきたいと思えます。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>個人情報ということになりますが、最大、契約が何年残っているのか、という中で、都市計画課が地元で説明して方向性がわかりましたと、なったとしても権利関係というのは、世代が子になると、考え方が変わって提訴するといったことが出てきます。最大、令和何年まで等は、お答えいただいてもいいのではないですか。</p>
事務局	<p>それは民間さん同士がされることですので、市のほうでは、その契約期間等の</p>

(司会・説明)	<p>確認等は一切しておりません。</p> <p>ただ、世間一般的に聞くのは、契約をする場合という前提ですが、20年であったり30年の契約を結ばれたりするというようなことをお聞きしますが、決して当該地区に合致するというものではございません。</p> <p>そして、おっしゃられてご心配されております、代替わりについてですが、都市計画課としては、その時、きちんとご説明をさせていただきましたのは、やはり、市街化区域になりますので、都市計画税がかかってくるということです。</p>
委員	<p>先ほどの件についての問題は残ると思いますが、それ以外の話に入らせていただきます。今、農業問題や、甚太川や百々川の話が出ておりますが、これは、今漁業の関係者も昔の人が亡くなられて、おとなしくなられて、あるいは農業や委員さん関係の人達も段々と亡くなられて、おとなしくなっていますけれども、この地域の排水問題というのは、これは普通の問題で収まらないと思います。今、下水の計画の中で雨水の担保、これも公共のお金を使うというわけですが、開発の中で、調整池、調整池と言っていますけど、だれが調整池を作るのですか。これは、もう調整池に該当する手前で開発ができますからね。その辺のことを今こういった言葉で説明があっても私は信じられません。</p>
事務局 (司会・説明)	<p>今、開発のことをおっしゃっていただいております。</p> <p>都市計画課としましては、まず、当該箇所がこのような土地利用を図れるように、位置付けをさせていただいているところです。今後、開発の協議なり開発の申請なり、いろんなところでも、今の委員のご発言ですと調整池を作らなければならないのではないかというような意味合いかと思っております。開発のことについては、本日、建築開発課長がおりますので、ご説明をお願いしたいと思っております。</p>
事務局	<p>失礼します。建築開発課の水越と申します。先ほどの調整池の件ですけれども、開発許可の基準の中で、開発区域が1ha以上であれば、調整池を設けて流量調整を行うという基準があります。この規模ですと、設けるのが基準に合致するのではないかと考えております。このことから、開発許可の申請の中で、その辺の審査をしていきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
委員	<p>業者のほうは、お金を出すのを経済的な活動の中でしっかり考えていますから、なかなかこちらの行政の思っているような対応はしてこない。皆さん方は、今の立場の時には、このようなことおっしゃってみえますけれども、これは、業者にやられっぱなしになりますよ。誰が担保してくれますか。河川の排水問題、大いに問題なことです。</p>
会長	<p>今の発言は重要なお指摘です。地区計画の中で位置を定めるというのは難しいかもしれません。</p> <p>それは開発協議の中で、位置は決まっていくので、調整池の機能は、この中で整備するとか、そういうことは地区計画の地区整備計画の中で、対応できないのでしょうか。地区計画の目標に、浸水区域の改善とか書いてあるので、それを具体的に担保するための地区整備計画に対応したものが無いので、それを盛り込む</p>

	<p>ことはできないのでしょうか。</p>
<p>事務局 (司会・説明)</p>	<p>会長がおっしゃられますように、地区整備計画において、調整池の明示や位置付けをするというのは、困難な状況であると思います。</p> <p>やはり、調整池の場所等を決めていこうとしますと、まだまだ、これから先のことですが、例えば、店舗の場所、いろんな場所等が決まっていく中で、公園や調整池などの場所は決まってくるのではないのかなと思います。</p> <p>ただ、大事な調整池ですので、開発の許可基準では、1 ha を越えたら調整池を設けていくとなっていることから、今回の地区計画では、開発基準に基づいた調整池を配置し整備するように明記をしているところです。</p> <p>また、このことは、住民の方々や地権者の方々にも、十分にご理解のもとでの手順の進め方だと思っていますので、今後、調整池を造らずに、こちらのほうに開発ができるというふうには、考えておりません。</p> <p>以上です。</p>
<p>委員</p>	<p>この開発基準は、県の開発基準ですけれども、1 ha 半分に対して、松阪市独自の開発基準をつくっていくという、そのぐらいのことをやっていただければ、この排水問題。</p> <p>皆さん方は、昔のことはわかりませんでしょうけども、マームを建てるときに、この排水問題は、関係者がすごいあれでした。私は、よく覚えていますけど。その辺をしっかりと入れていただかないことには、時代が変わって、みんながおとなしくなったとか、そういう話ではないですから。地区の水の扱いについては、問題のあるところですからね、どれだけあれしても。</p> <p>今、バイパスまでが用地買収されたのかどうか知りませんが、そこまでの河川改修でそれから上へは来てないでしょう。まだ、本当に 30 年 50 年かかると思います。それをこんな格好の良い計画ばかり先に出てきて。</p> <p>いや、これは方向性としては、私自身は悪いことではないと思っています。けれども、実際の生活の排水の問題でいうのは、これはずっと残ってくると思います。</p>
<p>会長</p>	<p>今の関連で一体的な民間開発っていうのは、その6ha 編入するところを一体の開発行為として検討は進んでいるのでしょうか。</p> <p>今、ご心配されるように1 ha を下回る例えば 9,000 m²の開発がでてきたら、調整池の確保はできないのですよね。そういう調整池というか、雨水調整機能を確保する、担保することはできますか、というご質問でしょう。</p>
<p>事務局 (司会・説明)</p>	<p>委員の方々が、おっしゃられますように、当初この計画を進めていきます部署としましても、そのようなところを十分に心配、考慮していく中で、何度も申し上げますが、この地区計画の土地利用の方針の中で、一体的な民間開発というような表現をさせていただきましたのは、当該箇所を一体的な開発で行うということであり、個々の開発ではないという意味での表現とさせていただきたいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>他、どうでしょうか。</p>

<p>委員</p>	<p>松阪市都市計画マスタープラン地域別構想という、平成 20 年 3 月の文章を今日、持ってきたんですが、そこに該当箇所はですね。具体的に今回のような、16 角ってことこの表記はなくて、こういう表記がされています。「松ヶ崎駅以北の国道 42 号、今国道じゃないかもしれない沿道について、市街化区域への編入をも検討する」。つまり、市街化区域への編入が望まれる地域、地区っていう表現されています。その一方、この周辺に広がる大平尾町、久保田町、船江曲町などの、その一画の農地は、農地保全地区として配置し優良農地として保全に努める。両面がこの地域のあるべき姿として描かれています。</p> <p>手元の資料見つからなかったのですが、これが 10 年前の考え方ですけども、今回、この考え方に沿わずに、個別で具体的に、このマームの駐車場の跡地なのですね、これを中心としたエリアをのみ編入するとしています。その理由として、道路の延伸、交差点から 23 号線バイパスのほうまで延びた点で、この辺の市街地というのが進みつつあると。</p> <p>だから、ここを市街化区域に編入することに意義があるというふうにどこかで書かれていたと思いますが、そうだとすると、先ほど、どなたかのご意見に対して、今回の場所全部を市街地にするのではなくて、今、駐車場になっているところだけするのは、他のところへの開発っていうものを抑制するようなことになるのだとおっしゃっているのですが、道路が延伸したことにより、ここは市街化にするということ望ましいという理屈が成り立つとするならば、この場所のみならず、他の面も同時に市街化区域に編入するのが筋ではないかと思うわけです。それをせずに、ここだけするっていうのは、非常に何か具体的な目的があり過ぎて、本来のゾーニングというものの趣旨とは違うと。経済的な論理っていうのが、そこに働いていないかどうかっていうふうに、疑念を持ちます。</p> <p>それと、最後に一言だけ言わせてください。今回、住民の方から申出書が出されて、昨日、目を通したのですが、その中の 4 月 20 日付けのもので 2 ページです。「現地には、かなり環境に配慮した植林帯があると」、これはマーム開業時に住民と企業協働して植樹イベントが行われ、当方も参加したと書かれています。これは、私も行っているんで覚えているんですけど、当時、横浜国立大学の宮脇教授、下の名前を忘れましたが、いろんなところで、その地域にふさわしい森をつくっていく。そういう種まきじゃなくて、苗植えなんですけど、それに組み込まれた結果ですね。そういう趣旨っていうものを、やっぱり、今回の計画っていうのは、その部分は申出書の中には、意見書の中で触れているんですけども、そういったかつての背景を含めて、非常に歴史っていうものを、ご自分達がつくってこられた都市計画マスタープラン、この考え方っていうものを、何かないがしろにして、取って付けたと言うと失礼ですけど、浮上した課題を解決するために、その辺を歪めているような気がします。</p> <p>ですので、もし、この場でこの編入を認めよっていうのであるならば、こちらに書かれているこの区域を、描かれてる部分をどう修正するか、どういった環境変化が起きたのか、ということを示す必要があるだろうと思います。そんなことも</p>
-----------	--

	<p>示さずに、その辺のことを一切、その不自然というか歪さというものを考慮しないままに、承認をと、おっしゃるわけです。それは、私としては到底、納得できないと思いながら、意見として表明させていただきました。</p> <p>以上です。</p>
事務局 (司会・説明)	<p>まず、4月20日付けでいただきました、意見申出書の2ページにあります。(4)の公共施設の整備計画につきまして、植樹帯ですが、過去にも横浜の大学の先生でしょうか、そういうような立派な方がみえてというようなところは聞いております。ですが、この場所は市有地ではありません。</p> <p>個人、民間のいろんな行政以外の方の土地で、それらを有効に使っていただくという計画となっております。そのようなことから、あまり行政の方から、この植樹帯というようなところは、示しにくいところですが、地区計画ではそのところも触れてもあります。</p> <p>議案第4号の2ページ目の1番下のところです。垣又はさくの構造の制限のところで、「道路に面する部分で出入り部以外は、奥行き1m以上の植樹帯を設置し、植栽を行う」と明記してあります。おそらく、場所は異なってきますが、植樹体というものについては、十分認識をして、今回の計画の中に入れて指導等を行っていく考えです。</p> <p>また、都市計画マスタープランの10年前の都市計画マスタープランと、今回の都市計画のマスタープランのところをご説明いただいたわけですが、少し図面等は用意しておりませんが、地域別で言いますとP35のところにあります。大平尾外五曲線というのが23号線前バイパスまで、都市計画のマスタープランをつくりましたのが平成31年3月、その前から3ヶ年かけて作ってきておりますが、この道路が23号線のところにつながるという前提でものを考えております。</p> <p>まず、都市計画の考え方としましては、この大平尾外五曲線の沿線、要は23号線のところまでの市街化調整区域の場所を広く広範囲に、沿道型産業集積検討地区として、土地利用を有効的に検討するというふうに位置付けさせていただいております。</p> <p>そして、非常にこのような広範囲のところを、一遍に計画をするというのはなかなか、現実的には難しいところもある中、この場所のところの一部になるわけですが、その場所にきちんと計画があるものにつきましては、市街化区域に編入し用途地域を指定し、地区計画を定めてルールをつくり、商業施設と公共公益施設が建つ場所にさせていただくというものです。ここを一遍にするというのは、農地、農振農用地というところで、優良農地でもありますので、その考えは、少し無理があるのかなというふうに思っておるところです。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>よろしいですか。市街化編入は県の事務です。一定の編入すべき条件が整わないと、県は編入することを認めないのです。で、どういう条件かという、区画整理をすとか、地区計画を定めて計画的な市街地形成が担保できることが見</p>

	<p>込めたら編入を認めます、そういう意味で今回は地区計画が定められたところについて、市街化編入をしていくということになります。だから、広すぎるところを、市街化編入してください、といっても、技術的にあるいは、都市計画として問題が予想されれば、県は市街化編入しません。</p> <p>市街化編入は県の仕事です。だから、一応、地区計画という計画的な市街化条件が担保できるという保証があるところのみについて、今回編入をして用途地域を指定して地区計画を定めるという、3段階の議案になっております。</p> <p>3つ同時に議論をしているので、なかなか複雑ですけども。</p>
委員	<p>この計画につきましては、私、個人としては、時期尚早というような気持ちでおります。方向性としては、地域の開発になって、活性になっていいことだと思います。</p> <p>会長さんが、どういうふうに最終的にまとめられるかわかりませんが、方向性について認めるということであれば、環境問題、排水問題、農業問題について課題があるから、しっかり検討していくようにと、そういった内容の文面は入れてほしいと思います。</p>
会長	<p>今、3つ挙げられた広域で対応すべき問題に地区計画の中で対応することは結構重いので、それを宿題として地区計画を認めるというのは多分ありえないので、それをやっぱり問題だと思ったら、これは1回、差し戻さないといけなかなと思うのです。</p> <p>先ほどの議論の調整池だとか道路だとか用排水の問題については、開発許可の中で対応されるとのことでした。先ほど、心配されたように小割されて出てきたら、それが担保できないじゃないかという、質問があったんですけども、一体的開発というのは一つの開発許可として取り上げて今議論作業が行われているというふうに思いますので、先ほどの心配はないかなと思われま。</p> <p>この地区計画の中で農業基盤を整備するというのは、多分ありえなくって、それは周辺の土地改良をやるとかそういった中で整備すべきことです。</p> <p>ただし、この地区計画が農業基盤に不利益といえますか、悪影響を及ぼさないのかっていうのは、皆さん、検討していただいて、いろいろ事務局のほうから説明があったように、この地区計画あるいは開発によって農業に悪影響、甚大な悪影響は、ないという一応ご説明がありました。</p> <p>そういう中で、私としては、先ほど3点言われましたけど、それが、まだ皆さん問題だと思ったら、これは差し戻しになるかなと思います。一応議論の中では、その問題は、私としては「ない」という説明を聞いたと理解をしております。</p> <p>ほか、いかがでしょうか。</p> <p>なければ、採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>冒頭に、2時間で終わりたいと言ったんですけど、もう大分時間が過ぎました。第2号議案です。これについては、県決定なので、先ほど言いましたこれで認めるというものではありません。異議が、あるかないかということ、県に報告することになります。原案どおりで、異議がない、ないというふうに判断し</p>

	てよろしいでしょうか。
会長	第2号議案区域区分です、編入について、この原案で異議がないという方、挙手をお願いします。
委員	－ 11 名が挙手 －
事務局 (司会・説明)	異議なしが 11 名、異議ありが 2 名です。
会長	異存はありません。という回答は、おかしいのでどうしましょうか。意見をつけて返そうかなと思いますけれども、要するに県にこういう点で、問題指摘があったという回答になると思います。
委員	それをお願いします。
会長	県決定の第 2 号議案の区域編入については、答申書にこういった意見があったということを明記して、回答するというところでよろしいか。
委員	先ほどの説明だと、答申の中に、少数意見として、このようなものがあったというふうなことを記載するということです。それは、基本的に全部、同じですが、2号議案、3号議案、4号議案と、密接不可分な議案になって、切り離すことができないと思います。質疑、議論も一緒にやりましたし、分けることができないので、その部分についてはやっぱり、議事録に載っているから、それでいいという問題ではないと思います。
会長	どうすればよろしいでしょうか。答申書に書いたほうがいいのかということですか。
委員	議事のなかで、このようなことがあった。その結果、このようなことになった。
会長	というのを答申書に書いたほうがいいのかということですか。
委員	書いていただきたい。それが私からの要望です。最後は、会長と事務局がまとめるわけですから、そこは会長におまかせしなければなりません、そこは強く求めておきます。議事録だけで終わってほしくありません。
会長	答申書に書いたほうが、いいということですか。幾つかの審議会に参加していますけれども、異論があるけれども認めるという答申書は、あまり見たことがないです。
委員	こういうふうな、少数意見があったと。それを付議することはできると思います。
会長	概括的に書いて、詳しくは議事録を見たらいいということですか。 答申書に幾つかの問題指摘があったということを付議して、原案を承認するという答申書でよろしいでしょうか。 その幾つかの意見については、会長と事務局と相談して、会長にお任せいただくということでもよろしいでしょうか。
委員	－ 異議なし －
会長	ご異論がないようですので、そのようにさせていただきます。

	<p>ということは、今日中に答申書を渡すということではできなくなります。</p> <p>議案2号、3号、4号は以上とさせていただきます。</p> <p>誠に申しわけありません、トイレ休憩にします。2時間の予定が、もう30分超えましたので、壁の時計で10分から再開させていただきます。</p>
会長	<p>約束の時間になったので、再開したいと思います。</p> <p>本日、最後の議案です。第5号議案、事務局からご説明をお願いします。</p>
委員	<p>議事進行で、少し意見があります。第1号議案から4号議案まで、一応賛否をとっていただいたわけなのですが、我々議員から言いますと、議会と同じ議案という格好で理解をしています。</p> <p>最終的に採決を行うと、可決されました、否決されました、といった報告が結論付けられます。何か、先ほどまでの流れでは、付議をしますとか、いろんな話があるのですが、議会ですと第1号議案の関係で、賛成討論してください、次反対討論してください、それがあって最終採決をしてください、そして、最終賛成多数でしたと、賛成多数で議案第1号議案は承認されたものという格好で報告をいたしますと、いう流れになっています。</p> <p>本審議会も同じような格好の議案審議なのではないのかなと思います。途中で、何かを付議をしていくならば、それはそれで反対討論をおこなって、可決された中で可決に対して付議っていうのも実際あります。でも、否決に対しては反対だけなのです。</p> <p>ですから、その辺が少し本来、議会ではそれは付議ということでありえないと思います。賛成するけれども、ここだけはちゃんとしてくださいよと、確認してくださいよ、というそういった付議があるのですけれども、反対はもう反対だけなのです。賛成多数により、この第1号議案は承認されましたという形で進めていただいたほうが良いのではないのかなと思います。これは、議会的な形での方向ですが、再度確認をしておきたいと思いました。</p>
会長	<p>ごもっともだと思いますが、都計審は、都市計画法的にはですね、都計審の議を経て、決定権者が決定するという事になっています。</p> <p>議を経るということなので、基本的に賛成だ、でも、こういう意見があったというふうに書かせていただきたいと思います。</p> <p>だから、今の1号議案から4号議案は、皆さん一応賛成いただいたということですね。県決定については、意見を付して県に返すということですので、意見を書くのが本筋だと思います。</p> <p>市決定については、先ほど言いました、都計審の議を経て決定権者が判断する材料にするということなので、一応、今までの議案は、賛成でした、ということを確認させていただきたいと思います。</p> <p>5号議案について事務局から御説明をお願いします。</p> <p>できましたら、なるべくコンパクトをお願いします。</p>
事務局 (司会・説明)	<p>会長からそのようなご指示もありましたので、コンパクトに進めます。</p> <p style="text-align: center;">——— 議案第5号による説明 ———</p>

会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>再確認ですが、これは、都市計画区域の整備開発保全の方針、県のマスタープランと呼んでいます、県決定のもので。したがって、市町村都計審は、県決定の案件について意見を言うという位置付けです。したがって、そういう視点からご意見を賜ればと思います。何か、ご意見ご質問がありましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>11 ページです。確認ですけど、広域的な防災拠点ということで松阪市民病院が当たっていますけれども、これは松阪市民病院が、これを了解しているということでよろしいでしょうか。松阪市民病院が広域的な防災拠点ということで、今後 10 年間確保されるという計画なのですけれども、それでよしということで、市民病院のほうとも話はされていますでしょうか。</p>
事務局 (司会・説明)	<p>三重県さんのほうが、直接、市民病院とやり取りをおこなったかどうかは、わかりませんが、松阪市にあります、この3大病院、市民病院、済生会病院、中央病院は、広域的な防災拠点として、今後も維持をしていくというのが、三重県さんの考えということで示させていただいているところです。</p>
会長	<p>ほかに。</p>
委員	<p>リニア新幹線を推進について、というふうになっていると思いますけれども、人口減少ということや、災害対策、それから今、静岡で問題になっている自然環境の破壊というような点で、大変問題があるということで、これについて、私は同意ができませんので、そういう意見を述べさせていただきます。</p>
会長	<p>少し、理解できなかったのですが、14 ページに、リニア新幹線がこの圏域をかすめるようになっていきます。まだルートもはっきりと決まっていなくて、出来たら対応しないといけないという位置づけではないかなと思うのですけれど。</p> <p>したがって、記載がほとんどないですね。先ほど言われたのは、リニア新幹線は、いろんな問題を抱えているので、そのあとどういうふうにすべきという意見ですか。</p>
委員	<p>それを推進するということで、計画がつくられているのではないかと思いますので、それについては、私どもも反対しております。</p>
会長	<p>多分、推進とか書いてないと思います。与条件として考えないといけない場合があるというようなスタンスではないかなと思うのですが。</p>
委員	<p>3 ページのところでも触れられていますね。3 ページのウの都市施設・公共交通の2行目。</p>
会長	<p>これで推進しているというふうに読めますか。</p>
委員	<p>私は読めます。リニア新幹線の建設と。</p>
会長	<p>他、ご意見はありませんか。これについては、箇条書きにして、県のほうに、こういう意見があったとすればよいと思います。意見照会ということになりますので、いろんなご意見があれば、どうぞお願いします。</p>

	<p>あまり意見がないようですので、リニア新幹線については、反対だというのは、あまり文章が適当ではないので、慎重な検討を必要とするとかそういう書き方でよろしいですか。反対だと書いたほうがいいですか。</p>
委員	<p>反対だというより、そういう意見があったと。</p>
会長	<p>わかりました。 それと、もう一つは意見じゃなかったということで、よろしいですか。</p>
委員	<p>はい。市民病院のことは確認です。</p>
会長	<p>リニア新幹線については、反対だという意見があったという、1点だけ書いて返すことにしますが、よろしいでしょうか。特にご異論がないので、そうさせていただきます。長時間ありがとうございました。 あとは、事務局にお返しします。</p>
事務局 (司会・説明)	<p>委員の皆様につきましては、長時間ありがとうございました。 そして、浦山会長から、ご説明等ありましたように、まず、審議会の議事録の作成を行い、公表してまいります。議事録の確認も浦山会長のほうに一任をさせていただくことのご了承をお願いいたします。 また、本日、長時間に渡り審議していただきました5つの議案につきまして、この後、答申をまとめてさせていただきます。 この答申につきましては、この審議会で、事務局といたしましては、どの審議事項につきましても、可決いただいたというところで、判断をさせていただきたいと思っております。 そして、三重県の決定案件につきましては、浦山会長とご相談をいたしまして、審議会のほうで、こういった意見があったということ、付議させていただいて、その答申書を県のほうに回答をさせていただきます。 そのことについては、十分に事務局、浦山会長と調整、整理をさせていただきたいというふうに考えております。といいますのは、その意見が、松阪市の都市計画審議会の意見として、今後の三重県決定であります、三重県の都市計画審議会に、上がっていくものです。先ほどのような、貴重なご意見を、松阪市の回答として、上げていくこととなりますので、そこは事務局と浦山会長と十分に確認させていただく中で答申書の作成を行い、三重県のほうへ上げていきたいと思っておりますので、そのことのご了承をお願いしたいというふうに、事務局として思いますのでよろしく願いいたします。 それでは、閉会の辞につきまして、建設部長の伊藤より申し上げます。</p>
事務局	<p>失礼いたします。審議委員の皆様におかれましては、第1号議案から第5号議案まで、長時間に及びます慎重なご審議、また、浦山会長におかれましては、円滑な議事進行を賜りまして、誠にありがとうございました。本日の審議におけます貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の適切な都市計画行政の運営の参考とさせていただきたいと思っております。委員の皆様につきましては、次回以降も大変お世話をおかけしますが、よろしく願いいたします。</p>

	<p>では、以上をもちまして、令和2年度、第1回、松阪市都市計画審議会を終了いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>
--	--